四　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
米子瀬川
(1)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
大分県杵築市山香町大字下
字大迫　一二七番から一三一番まで
一三四番から一三八番まで
一四四番から一四七番まで
一五一番から一五五番まで
字六十ヶ迫　一七五番
一七六番一及び一七六番二
一七七番から一八一番まで
字笹尾　二三六番から二三八番まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
大分県杵築市山香町大字下
字米子瀬　八五番　一号
一一八番　二号及び三号
字大迫　一四七番　四号
字六十ヶ迫　一七五番　五号
字笹尾　二三六番　六号
字六十ヶ迫　一八三番　七号
一八四番　八号
一八五番　九号
五　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
瓦崎三
(1)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県大分市大字一尺屋
字瓦崎　二二三二番四　一号
二二三八番一　二号
二二三五番一　三号
二二一八番　四号
二二五三番　五号
二二五二番　六号及び七号
二二四四番一　八号
二二一二番一　九号
二一〇四番　十号
二一〇三番　十一号
六　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
網代川
(1)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県津久見市大字網代
字西ノ上　一七五七番　一号
一七五八番　二号
一七四五番二　九号
一七四七番一　十号
一七五〇番　十一号
一七五二番　十二号
字恩地　一八七四番　三号
一八二六番　四号
一八六一番一　五号及び六号
一八五五番二　七号
一八五一番　八号
七　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
江口三二
(1)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県佐伯市鶴見大字沖松浦
字黒沢　六九六番二〇　一号
六九六番二一　二号から七号まで
六九六番一七　八号
八　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
上久部三三
(1)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地
大分県佐伯市大字池田
字石走り　八六七番から八七八番まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地を除く。）
大分県佐伯市大字池田
字上ノ迫　七六六番　一号
七六四番一　二号及び三号
八〇八番　七号
字大谷　八七九番　四号
字石走り　八七八番　五号
八六七番　六号

○国土交通省告示第千百十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年十一月九日

国土交通大臣　石井　啓一

第1　起業者の名称　国土交通大臣
第2　事業の種類　一般国道47号改築工事（余目酒田道路・山形県酒田市大町字上割地内から同市東町一丁目地内まで）
第3　起業地
1　収用の部分　山形県酒田市大町字上割、字下切添、字下割、字大堰端及び字広表、字上戸沢、四ツ興野、東大町三丁目、東町一丁目並びに東町二丁目地内
2　使用の部分　山形県酒田市大町字上割、字下切添及び字下割、四ツ興野、東大町三丁目、東町一丁目並びに東町二丁目地内
第4　事業の認定をした理由
申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
1　法第20条第1号の要件への適合性
申請に係る事業は、山形県東田川郡庄内町廻館字下川前地内から酒田市東町一丁目地内までの延長12.7kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道47号改築工事（余目酒田道路）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。
本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。
したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
2　法第20条第2号の要件への適合性
起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。
したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
3　法第20条第3号の要件への適合性
(1)　得られる公共の利益
一般国道47号（以下「本路線」という。）は、仙台市を起点とし、大崎市、新庄市、東田川郡庄内町等を経由して酒田市に至る延長約185kmの主要幹線道路であり、本件事業は、新庄市と酒田市とを結ぶ延長約50kmの自動車専用道路及び一般道として計画された新庄酒田道路の一区間である。
本路線が通過する酒田市及び東田川郡庄内町（以下「本件地域」という。）は、稲作が盛んであり、酒田市は港湾法（昭和25年法律第218号）による重要港湾として定められている酒田港を擁していることから、本路線は県内外への物流交通にも広く利用されている。
しかしながら、本件区間に対応する本路線及び一般国道7号（以下これらを「現道」という。）は、本件地域の既成市街地を通過しているなどから、地域内交通と通過交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。
平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は東田川郡庄内町余目地内で10,604台／日、酒田市松原南地内で32,113台／日であり、混雑度はそれぞれ1.26、1.57となっている。
本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。
したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。
(2)　失われる利益
本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である山形県知事が、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づき、平成16年3月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮